

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

目次

- P1 代表挨拶 弁護士 森 大輔
P2 事務所報 「今後のセミナーについて」
弁護士コラム 「削除依頼」
事務所報 「発信者情報の開示・記事削除の特化ページ」
P3 弁護士コラム 「個人情報保護法改正」
P4 事務所報 「事務所移転のその後」
弁護士コラム 「東京弁護士会のインタビュー」
森代表のゴルフ紀行

代表挨拶 弁護士 森 大輔

ロシアとウクライナに関する報道を見ていますと、ウクライナが大国ロシアに立ち向かっていった結果相当な犠牲を出しているようにも見えます。成人男性は出国を規制され、これまで一般市民であった者たちにも武器を持たせていることについて、国内の報道でも賛否両論があるようです。

今回、政治的なことについて言及するつもりはありませんが、このウクライナの報道を受けて、司法試験受験生時代に読んだイエーリングの「権利のための闘争」（村上淳一翻訳「岩波文庫」）を思い出しました。イエーリングはドイツの著名な法哲学者であり、その考えはヨーロッパ全土に多くの影響を与えているように思えます。「権利＝法の目標は平和であり、そのための手段は闘争である。」という有名な一文から始まります。権利（人権）は人として生まれてきた以上当然に享受されるべきだと考えていた私にとってはとても衝撃的な一文でした。

またイエーリングは、「闘争を伴わない平和、労働を伴わない享受は、ただ人間が楽園を追放される前にのみ可能であった。その後の歴史においては、平和と享受は絶えざる刻苦の結果としてのみ可能なのである。」とも説明しております。もしかしたら、このような考えがウクライナの国民にも影響を与えているのではないかと、今回の報道を見てそう思わずにはいられませんでした。一刻も早い収束を祈るばかりです。



事務所報 「今後のセミナーについて」

昨年はコロナ禍で、リアルでのセミナー開催が困難な中、オンライン、YouTube配信など非対面でのセミナーを形を変えながら開催させていただきました。

どのような形が皆様にとって有意義なセミナーであるのかを試行錯誤しながらのセミナーでしたが、いかがでしたでしょうか。今年も、実務に役立つセミナーを検討、開催予定です。セミナーの形式の課題も多くありますが、なにより皆様がセミナーでどのような分野の何を学ばれたいのか？いつもこの辺りを考えながら、企画させて頂いております。そこで、どのようなセミナーを受講したいか？ぜひご意見、ご要望をお聞かせいただきたいです。随時受付をさせて頂いておりますので、メールをいただけましたら幸いです。

【shinpo@morid-law.com (担当 新保まで)】

弁護士コラム 「削除依頼」



企業の皆様、インターネットの掲示板やウェブサイト等に自社の誹謗中傷の投稿がなされたことはございませんでしょうか。

自社をインターネットで検索した際に、誹謗中傷の投稿等があると悪い影響を与えることがあります。例えば、就活生は企業の評判などを確認すると思いますが、その際に誹謗中傷の投稿等があるとそのような会社にエントリーシートを提出しない場合もあるといえます。これがまったくの虚偽の内容であったとしても、知らないうちに企業の評判が低下してしまうと思われます。さらに、このような誹謗中傷の投稿等を閲覧した取引先が評判の悪い企業との取引を控える等、潜在的に取引先の減少にもつながる可能性がございます。このように誹謗中傷は、企業の経営自体を揺るがすことにもなるため、速やかに削除すべきです。

削除請求をする法的手段としては、ウェブフォームからの削除申請、テレサのガイドラインに沿った削除申請、法的措置による削除申請等がございます。基本的には、ウェブフォームからの削除申請を行い、十分な根拠があれば速やかに削除されるケースが多いです。ただし、中には対応してくれないものもあるため、その場合には法的に削除請求をする必要があります。

法的な削除請求の方法としては、通常の民事訴訟を選択することも可能ですが、通常の民事訴訟は時間がかかるため、一刻も早い解決が求められる削除請求の場面には適していません。そのため、法的に削除請求をする場合には、より迅速な手続きである民事保全法に定められた仮処分の手続きを利用するのが一般的です。誹謗中傷等の投稿の場合は、名誉棄損やプライバシー侵害等が侵害されたことを主張して削除の仮処分を求めることとなります。



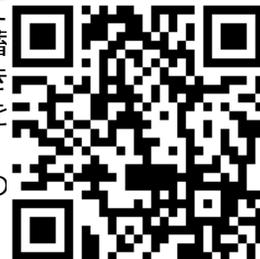
事務所報 「発信者情報の開示・記事削除の特化ページ」

弊所では、誹謗中傷対策に特化したwebページを新たに公開しました。

弊所は企業様からのご相談を多く受けておりますが、近年、web上の記事削除や発信者情報開示に関するご相談は増加しております。弊所にはIT関係に精通した若手弁護士が在籍しており、企業法務を多く扱っているため、企業様が抱えるこの問題にはノウハウの蓄積がございます。また、中傷や被害の程度などを検討し、どの範囲まで削除すべきか、またどのような法的措置を採るべきかなど、効率的に被回復するための方法を日々検討しております。

このような問題でお困りの企業様や経営者様、ご興味がある方は是非お問い合わせください。

【専用ページ：<https://moridaisukelawoffices.com/sakuju>】



弁護士コラム 「個人情報保護法改正」

令和4年4月に個人情報保護法の改正法が施行されます。以下では、改正法のポイントとともに、個人情報の規制を取り巻く状況について概観したいと思います。

まず、個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者すべてに適用される法律です。大多数の企業が、顧客や取引先の情報を保有していると思いますので、ほぼすべての企業がこの法律の適用を受けると考えて差し支えありません。

今回の改正は、3年ごとの見直し規定に基づく改正なので、今回のような法改正が今後3年ごとに行われる予定です。技術の進歩に伴うビックデータの活用の有用性が説かれている現在において、今後、規制の態様が大きく変わってくる分野と言えますので、今回の改正をきっかけに注目していただければと思います。

1. 改正のポイント

今回の改正法のポイントとしてまず挙げられるのは、個人情報の本人の権利拡大です。もとも、本人には、データの利用停止や消去を求める権利が認められていましたが、改正法では、それらの請求ができる範囲を広くし、より本人の権利の保護が図られています。

また、企業が個人情報を漏洩した場合、その企業は個人情報保護委員会（国）に報告することが義務付けられました。これにより、国が個人情報の漏洩の実態を把握し、適切な対応をすることができるようになります。

個人情報を第三者に提供する場面においては、「個人関連情報」という新たな概念が創設され、「個人関連情報」を提供する場合の規制が設けられました。「個人情報」を第三者に提供する場合には、原則として、本人の同意が必要となりますが、改正法では、「個人関連情報」が提供される場合にも、提供先に本人の同意を得ていたかを確認する義務を提供元に課すことで、より本人の権利保護が図られています。近頃、WEBサイトを閲覧していると「cookieに同意しますか？」という下記のようなポップアップ見かけることが多くなったかと思いますが、cookieがまさに「個人関連情報」になります。



このサイトはCookie(クッキー)を使用しています。

同意する

拒否する

2. 個人情報の規制を取り巻く状況

世界に目を向けると、2018年にEU版の個人情報保護法と言われるGDPRが施行されてから世界的にプライバシー保護の動きが活発になっております。また、膨大な個人情報を取り扱うプラットフォームと呼ばれるAppleやGoogleからも、サードパーティーcookieを排除する動きが出てきています。

日本国内では、プラットフォームなど利用者情報を多く扱う企業に対する情報の管理体制づくりを義務付けるために、電気通信事業法の改正案が検討されており、その帰趨にも目が離せません。

3. 最後に

個人情報の取扱いについては、国内外においてその規制が流動的になっており、注目すべき分野のひとつです。皆さまも、個人情報関連のニュースを目にしたら、ご自身の会社にどのような影響を及ぼすのかという視点で見えてみてはいかがでしょうか。

事務所報 「事務所移転のその後」

事務所の移転から、3か月ほどが経ちました。個々のデスクの使い勝手や、書庫の耐震器具の設置の数など、新しい生活が始まってみないとわからなかった小さな調整が、やっと整い始めた感じがしています。

前事務所には窓が少なかったのですが、現事務所には大きなたくさんの窓があるので、日々のお天気がわかり、とても気持ちが良いです。事務所内で会議ができるよう、木製の大きなテーブルを置きました。ランチタイムになると、そこにみんなで集まって、お薦めのドラマや、休日の話などをしながら、ランチをとるというスタイルが定着してきています。(当事務所の今のランチのブームは近所の韓国料理のテイクアウトです。) いまのところ、とても快適な事務所ライフを送っています。



弁護士コラム 「東京弁護士会のインタビュー」

弁護士の岡井です。最近インタビューを受けるという出来事がありました。東京弁護士会が、若手の声を聞くということで、なぜか私が選ばれ、話を聞かれることになりました。(どうやら同期が推薦してくれたようです。)

この弁護士会というものを少し説明しますと、弁護士は各都道府県にあるいずれかの弁護士会に所属することになります。東京には東京弁護士会の他に第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京三弁護士会多摩支部という4つの弁護士会があります。現在、私は、弁護士約9000人が所属する東京弁護士会に所属しています。この東京弁護士会において、今後弁護士になる方たちに向けて会員の生の声を発信しており、今回は、「若手の声」というテーマでした。インタビューでは、現在どのような分野を扱っているか、入所してどのような点に悩んだか、事務所選びで重視する点、東京弁護士会に所属してよかった点等、幅広く質問を受けました。

インタビューについては、東京弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、ご興味がありましたらご覧ください。なかなかインタビューを受ける機会はなかったので緊張しましたが(撮り直しもありました(笑))、自分を振り返る、とても良い機会となりました。

森代表のゴルフ紀行



今回は、私が所属する会派である春秋会(東京弁護士会の中に所属する弁護士で構成される法友会という会派に属する組織です。)の春コンペに参加してきました。今回の会場は埼玉県にある嵐山カントリー倶楽部です。嵐山は、アマチュアの大会などが多く開催される本格派コースです。グリーンが小さく、また距離もそれなりにありパーオンさせることが難しいコースです。さて、今回はゴルフを全然していなかったこともあり、悪い癖が全て抜けていました(笑)。前半はショットの調子が良く44で上がりました。後半はさらに調子があがってきて、なんと17番まで3オーバーでした。そして、問題の18番。こちらは左のOBが浅く、これまで何度とOBを連発してきた苦々しいコースです。ドライバーの距離がちょうどOBに届く危険な距離なのですが、ドライバーの調子が絶好調であった私には全く関係ありません。ドライバーを持って悩みなく振り切った結果、OBに連発、撃沈しました(笑)。ただ、スコアはなんとか45をキープして、89というスコアで3位!ギリギリ90を切ることができました。あの18番、次回は攻略したいと思います。

発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097